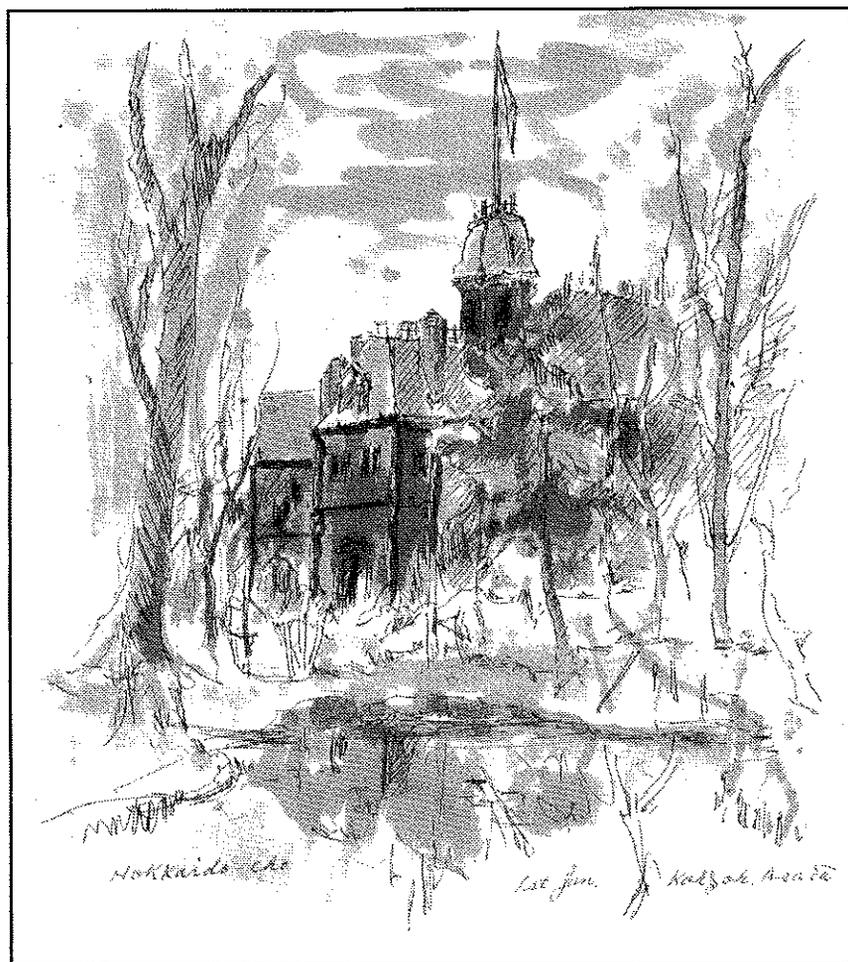


行政ほっかいどう '90.7



「赤レンガ風景」 札幌支部所属(西区) 朝田 廣三 会員

あなたの街の行政書士は
いつも身近な相談相手

北海道行政書士会

目 次

★ 平成2年度の事業計画の概要	
◆ 職務上請求制度、運用面で改善	総務部 3
◆ 健全財政の確保に努力	経理部 4
◆ 読まれ、親しまれる会報に	企画部 5
◆ 講師謝礼5,000円アップ	業務研修部 6
◆ 各支部で四士業交流の場を	監察部 9
◆ 全会員の力で業務の推進を図る	車庫証明対策特別委員会 10
★ 法制定40周年記念支部長表彰式を終えて	釧路支部長 遠藤 昇 11
★ 今こそ飛躍のとき	空知支部創立30周年記念式典 13
★ 編集室	編集委員 滝沢 俊行 14
◀ お知らせ ▶	
◆ 官報から 15
◆ 平成2年度日行連会長表彰者	総務部 16
◆ 平成2年度「にせ行政書士排除・許認可手続相談広報月間」の実施について監査部 17
◆ 支部のうごき 18
◆ 本会の主要行事 19
◆ 釧路支部事務所が変更になりました 19
〔行政書士年収の推移〕 昭和63年度 20
〔ごせい去〕 21
〔編集後記〕 21

本号の表紙から数回にわたり、本会札幌支部所属会員である朝田廣三先生の作品を掲載します。先生は本業である行政書士としてもご活躍されておりますが、また画家としても輝やかな経歴をお持ちです。

◦朝田廣三先生のプロフィール

1982年6月 / 北海道電波監理局退官

1983年4月 / 行政書士開業

1957年 / 全道公務員美術展知事賞受賞

1964・67年 / 郵政省職員美術展特選受賞

1979・82年 / 道立近代美術館美術研修部旅行団副団長としてフランス、イタリア、スペイン、オランダ等を歴訪

1979年 / 蒼騎会会員推挙

この他、先生の作品数点は北海道教育庁に買い上げられ、全道の公立学校で展示されております。また個展も6回開かれ、毎回大きな反響を呼んでいます。

職務上請求制度、運用面で改善

◇— 部長 阿部力男 —◇

本年度総会において私ども執行部が提案いたしました議案が可決、承認されましたことにより、総務部としての事業の概要を改めてご説明いたし、ご理解と一層のご支援をお願い致します。

1. 品位の保持

毎年のことながら、総務部の事業計画のなかに盛り込まれているところであります。このことは、「行政書士は誠実に業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を損なう行為をしてはならない」とされているところに起因するもので、社会人として、組織、集団のあるところ字句、表現こそ異なるが、帰するところ全く同じであります。我が会、組織としましても、行政書士制度を擁護、維持し、発展させるための基本理念の一つであることを更に認識し、機会あるごとに、啓蒙・実践に努める所存であります。

2. 登録事務の適正化

登録業務の適正な措置については、いろいろな問題が包蔵しております。即ち、新規登録後、事務所は有名無実で、本人は企業・法人事務所に勤務、あるいは登録事務所には姿を見せず、専ら自宅待機型等々、行政書士としての資質を問われるような事例が後を絶ちません。これらについては、多くの会員の権益擁護、組織防衛のため登録調査委員会を初めとして、当該会員の所属支部等と連携、調整

を図り、かつ真剣に対応する所存であります。

3. 官公署との関係強化

会として、また多くの会員の方々が、接触する官公署との関係を深めていきたいと思っております。

本来ならば、多くの所に多くの方と共に行き、親交・交流を図り、会員の方々そして会務執行にお役に立てればよろしいのですが、物理的に仲々困難な点もありますし、また相手の立場、ご都合もございますので可能性を調整しながら実行したいと思っております。

4. 他士業会との情報交換及び関係の保持

今年でもう4年、定着化した四士業（司法、行政、税理、社労）との情報交換、交流に参加して士業界の親睦、発展に努めたいと思っております。

5. 会務活動に対する傷害保険制度の継続

監察活動に対する保険制度の適用を、本年度も継続するため所定の手続きを完了しました。この目的はあくまでも監察キャンペーン活動においての不慮の事故に備えての対応でありますので、お約束のとおり旅行行程報告書の提出期日の厳守とともに2ヶ月分まとめたの報告、あるいは事故がなかった等による提出漏れのないよう、お願いいたしたいと思っております。

6. 行政書士法制定40周年記念事業について

進できることを期待をいたしたいと存じます。その他の滞納者についても、今後悪質な長期滞納者の予備軍にならない様、多額な滞納にならないうちに、厳しく対処して参りたいと存じますので全道支部会員のみなさま、役員のみなさまのご協力を切にお願い申し上げる次第でございます。会員から納入される会費は会の生命でございます。この大切な会費は会員の為に最も

効果的に運用されなければなりません。

支出については、もっとも効率的な執行をし経常費の節減に努めて参りたいと存じます。今もっとも気になることは会員の純増の見通しがきわめて暗いことでもあります。これは即会費収入にマイナス影響を与えることです。こう云ったことをふまえ健全財政の確立を目標に今年も経理部会一同努力して参る所存でございます。

企
画
部

読まれ、親しまれる会報に

◇— 部長 坂下 尊 —◇

7月4日、部会を開いて会報編集スタッフ3名も交え、昨年の事業反省も含め、意見交換をしました。会則では、企画部の第一の事業に『関係法令の調査研究と業務改善の企画立案』とうたっていますが、概念的で、何を事業としたらいいのか、従来のような法令の案内程度のことでは、会則の趣旨に添わないことは明らかです。このことについて会員のご意見が欲しいと考えております。

さて、企画部理事は次のように各支部を分担して支部のお手伝いをします。

支 部 分 担

部会役員	事務所	所属支部	担当支部
坂下部長	帯 広	十 勝	十勝・釧路・根室・北見・網走
南 理事	新十津川	空 知	空知・旭川・留萌・宗谷
原 理事	函 館	函 館	函館・室蘭・苫小牧・日高
安藤理事	札 幌	札 幌	札幌

次に、会報『行政ほっかいどう』を、会と会員間のミニコミ機関誌として、会員に親んでいただこうと考えています。そのとりくみ方については、その時々のお出来事や問題点などに焦点を当てた編集を心掛けるほか、人物紹介や会員事務所の訪問記なども掲載し、会員の皆さんに楽しく読んでもらえるような紙面にしたいと考えております。会員皆さんの参加と協力をお願いします。

また、かねて皆様から要望されておりました報酬額運用要領に掲げる報酬額区分の増加について検討を加えることにしております。これについてもご意見を頂戴したいと存じます。



講師謝礼、5,000円アップ

◇— 部長 中川 宏 熙 —◇

平成2年度の業研部の主たる事業計画として、支部研修会等の助成基準の見直しを行いました。

内容的には、講師及び助言者の労に報い、かつ充実した業務研修及び研究会を各支部において、実施して頂こうというところから部外講師又は同助言者の謝礼を「15,000円以内」から「20,000円以内」に、部内講師は「10,000円以内」から「15,000円以内」にそれぞれ5,000円アップし、受講者助成の1人600円を800円にアップ致しました。

次に、専門者間交流制度については、会員の資質の向上を願い、昭和63年度より、継続事業として実施してきたところですが、現在のところ定着しつつあるとはいえ、未だ全会員が理解をするところまでに至っていない現状から、各支部を通じて次に掲げる「平成2年度専門的業務取扱者交流事業方針」で位置付けをし、更に行政書士全体の社会的な地位の向上につなげるべく、策定したところであります。

平成2年度専門的業務取扱者交流事業 指導方針

第1 行政書士としての品位の保持と職業意識の高揚をうながし、資質の向上をはかり、専門的業務取扱者（以下「専門者」という。）の交流を促進するため、平成2年において実施する事業について具体的に定める。

第2 専門者交流会の定着化と促進

平成元年度において実施した専門者

の交流会を平成2年度において引き続いて支部または地域において開催し、専門者相互間の交流を定着させるため、世話人からの要請あった場合は業務研修部員を派遣する等積極的に呼びかけを行い、かつ、協力・指導等を実施する。

第3 専門者交流会世話人未設置支部の解消（留萌・苫小牧・日高・釧路・根室）

平成2年度においては、専門者交流会世話人未設置支部の解消をはかるため、関係支部長に対し、世話人の設置方を要請する。

第4 専門者交流会世話人相互間の交流

行政書士の活性化＝専門者交流会の開催促進は、一つに支部長の理解と、世話人の熱意と活動にかかることから、支部長等を通して積極的に協力を要請するとともに、世話人相互間の交流をはかり、かつ、業務研修部員との意見の交流を促進する必要があるため、全道世話人交流会並びに専門者研究会を各1回札幌で開催する。

第5 専門的業務取扱者交流会連絡員の設置

支部の規模・地理的条件等により世話人の判断で連絡員をおくことができる。

第6 専門者交流会の開催に要する経費の助成

支部・地域で開催する専門者交流会

の開催を促進するため、予算の範囲内において、開催に要した経費の一部を助成する。

- 1. 交流会の開催経費 1会場につき
10,000円
- 2. 世話人に対する活動経費
1会場につき 通信連絡費 7,000円
" 交通費 13,000円
- 3. 助成金の交付申請は、別紙様式により別記様式の開催結果報告書を添え支部を経由して申請するものとする。
(注 別記様式は省略)

第7 専門者交流会の開催結果報告書の提出

支部及び地域において、専門者交流会を開催したときは、世話人は別紙様式3により開催結果を支部を経由して報告するものとする。

即ち、会の開催状況を掌握すること

は、今後の指導方針の策定等重要な役割を果たすものであることにかんがみ必ず報告するものとする。

未提出のときは、助成金を交付しない。

第8 専門的業務取扱者各種届出について
専門者名簿に新規に登録しようとするとき、現に登録されている専門的業務名を変更しようとするとき、また、現に登録されている名簿から削除しようとするときは別紙様式により支部を経由して本会に届け出るものとする。本会は年に1回以上これ等届出を整理して会員に周知するものとする。

第9 その他

助成金は、本会より支部に交付するものとする。従って支部においては、当該世話人に交付するよう配慮することとする。

あたらしい
宅地建物取引業法

定価 1,000円 会員特価 927円
送料 260円

札幌市豊平区平岸2条12-1-1
第2 川崎ビル

(株)大成出版社

札幌営業所
電話011(812)1939番
FAX011(814)5156番

商法等の一部を改正する法律
新旧対照

定価2,700円 会員特価2,100円
送料 260円

札幌市中央区大通西14丁目3-26

新日本法規出版株式会社

札幌支社

電話011(241)2948番
FAX011(281)4467番

◎ 同封の葉書で本会に申込んで下さい。

平成2年度の事業計画の概要

別紙 1 平成2年 月 日

北海道行政書士会
会長日向寺正幸様

支 部 名 支部
会 員 番 号 第 号
届出会員氏名 ㊟

専門的業務取扱者届について

次の通り専門的取扱者として届出します。

記

会員番号	会員氏名	電話番号 FAX番号	専門的業務	根拠法令

注 専門的業務取扱者名簿の届出は、現在の名簿の記載されている「目次」の分類方法を参考として、法律名ごとに中分類で記載すること。

例えば、「目次」には、大、中、小と分類されております。国土建設法は大分類、建設業法、建築法等は中分類、建設業許可、決算報告等は小分類です。また、一般に社会保険法と言われますが、これは大分類で厚生法と労働法に分けています。以下目次の例にならい分類を誤らないよう特に留意して下さい。

※ 用紙の大きさは（別紙1、2、3）
B5版とする。

別紙 2 平成2年 月 日

北海道行政書士会
会長日向寺正幸様

支 部 名 支部
会 員 番 号 第 号
届出会員氏名 ㊟
電 話 番 号
F A X 番 号

専門的業務名の変更届出について

標記のことについて、専門的業務名を、次のとおり変更致したいと思しますので、変更方よろしくお願ひします。

記

	専門的業務	業務の根拠法令等
変更前の業務区分	1.	
	2.	
	3.	
変更後の業務区分	1.	
	2.	
	3.	

別紙 3 平成2年 月 日

北海道行政書士会
会長日向寺正幸様

支 部 名 支部
会 員 番 号 第 号
届出会員氏名 ㊟

専門的業務取扱者取下届出について

このことについて、都合により取下げ下さるようお届けします。

記

専門的業務名

- ★ 全会員、監察の目となり、耳となろう
- ★ 行政書士の記名押印を励行しよう
- ★ 行政書士ネームプレートを着用しよう

各支部で四士業交流の場を

◇—— 部長 佐々木 英 壽 ——◇

平成2年度の事業計画も、過日の総会で決定をみ、いよいよスタートしたところですが、当部は、本年度からこれまで企画部が担当していた「無料相談事業」を受け持つことになり、昨年度から担当することになった「行政書士110番」等、益々業務が拡大し、多忙を極めて参りました。

部としては、基本的には如何に「会員のための会運営」をしていくかを念頭に、その事業遂行について慎重に審議しているところであります。

6月29日の部会では、第13回を迎える「にせ行政書士排除、許認可手続相談広報月間」（監察強調月間）の実施要領の検討がなされました。そして特に議論が集中したのが「行政書士110番」。昨年不調に終わっただけに、その効果的な方策について種々論議がかわされました。現在各支部の意向調査をしておりますが、このPR方法（行政書士制度の啓蒙、啓発を含め）について若干触れて、これに対する会員各位のご意見をお聞かせいただければと思います。

一昨年まで、北海道新聞社会面に6.9×4.9cmの枠組でPRを続けて来ましたが、先日の部会では「どうもその効果は薄かったのではないか」という声が出、その原因として ①他の広告が多く目立たない ②一度だけの掲載では見逃がしてしまう ③その割に広告代が高かすぎる等が挙げられた。それに代わるテレビとなると時間帯の問題放映時間が短かく放映料が高くなる。では

ラジオは一等々論議が百出しました。最終的な結論ではありませんがテレビにしても新聞にしてもローカル版なら安く交渉出来るとのことから、それではいくつかの支部に絞って実施してみてもとのことから現在各支部の意向を調査しているところです。全国的にも行政書士のPR不足が叫ばれており、各単位会でもそれぞれ頭を悩ませている問題でもあります。

会員各位のお知恵を拝借し、効果の上る行政書士制度のPR及び監察強調月間の周知を図って参りたいと存じますので何か良い方策がありましたら事務局までご一報下さい。

次に各官公署並びに他士業との対策であります。官公署については、札幌所在の上部官公署にそれぞれご理解を賜りたく訪問しております。特に道については各支庁、市町村まで種々配慮していただいておりますので、各支部におかれましても積極的に訪問して下さい。他士業関係については毎年四士業（司法書士会・税理士会・社労士会）との連携を保ち、意見情報等の交換をしており、札幌支部も実施しております。従って各支部においてもこの四士業との交流を持っていただき、お互い「侵かさず、侵かされず」の立場で是非話し合いの場を設けていただきたいものと思います。

以上監察部から平成2年度の事業計画の骨子の部分のみお知らせし、会員各位の建設的な意見を期待して終えさせていただきます。

全会員の力で業務の推進を図る

◇——委員長 五十嵐 一 寿 ——◇

車庫証明対策特別委員会における平成2年度の事業計画につきましては、本年度定時総会において、種々詳細にご説明した通りで又それぞれの質問事項に回答申し上げたとうりであります。総会の経過を踏まえて去る6月26日車庫対策特別委員会を開催し、本総会におきます諸問題と今年度の事業計画につき各委員から忌憚のない意見を出し合い、本会・委員会のやるべきこと、各支部ならびに実務者のやるべきことを、更に明確にして業務の推進の実をあげるべきではないかとの結論に達した訳でございます。

先ず、「1」「7」の問題は本会だけの問題でなく、日行連との関係が非常に大きく、会員の懸案でもあります書士法の改正問題もあり、その推移を見守りながら全会員あげて、バックアップの態勢で臨んでいかなければなりません。「2」「4」につきましては、それぞれの支部の特殊性、地域性の問題をもっと深く掘り下げてその実行を期待するものであります。それには各会員間の協調関係の強化の問題、又各会員間の諸問題の解決等もありましょう。

又いよいよ車庫法の改正も議決され、今後政令、省令等の整備がなされ明年6～7月には施行されるものとおもわれますが、その間における各種の情報の収集、分析、検討のうえ、各実務者のみなさまが、如何にしたら効果が上がるかの方途を、今から探りだしていかなければなりません。

今からこのようなことを申し上げることは時期尚早かもしれませんが、現在の個別受託方式がこれでよいのか、又会員相互のネットワーク構築をより効果あるように急がねばならないのではないかと、また、合同受託方式は検討する余地は全くないのか、これらの難題を自らの手で解決していくことが、我々の業域を守り業務の拡大安定につながるものと考えなければなりません。

「3」「5」の諸問題案件については、本会として官公署対策、自動車団体対策につきましては毅然とした態度で接触、対応すべき方途を打ち出しております。

「4」の車庫証明取り扱い会員相互の関係、強化の問題については、今年は重点地区を旭川関連地区、室蘭、苫小牧、日高地区の日胆地区と定めて協議会の開催を計画したところでありますが、その実効によせる期待は大なるものがあります。又更に「5」の全道実務者担当者協議会はお約束どおり本年も開催することに決定しています。

以上車庫証明対策特別委員会の本年度事業計画につきまして申し述べましたが、この車庫法の改正を契機として、私どもの法改正を期待し、本特別委員会の責務も完了したいものと全力を傾注してまいりたいと覚悟があります。全会員各位の一層の理解と協力をお願いする次第でございます。

〔注〕本文中にある「1」から「7」は、平成2年度の事業計画として、別冊総会特集号に記載されている次の項目を指す。

- 1 中央情勢の動向に対応して、車庫証明業務の推進を図ります。
- 2 支部役員と業務取扱会員は連携して、地域の特殊事情を再確認し、主体性を持って地域性を活かした具体的な活動に努め、業務拡大誘致を図ります。
- 3 本会は関係官公署及び自動車関連諸団体等との折衝に努め、支部の具体的活動を援助します。
- 4 車庫証明取扱会員相互間の連携強化を図ります。
- 5 全道業務取扱担当者協議会を開催します。
- 6 車庫証明業務の違反行為に対しては、警察機関に防犯指導について要請し、関係団体等に警告します。
- 7 車庫証明業務違反に対する告発については、中央情勢の動向を見極めて、理事会の承認を得て実施します。

釧路支部

法制定40周年記念支部長表彰式を終えて

釧路支部長 遠藤 昇

○…節目の大切さを一テレホンカードを配布
家庭も人生も、組織にも節目があり、また意識的に節目をつくることは、日常における張り合いと生き甲斐の根元として大切である。

その意味で、私達の根拠法である行政書士法の施行40周年を記念して、連合会と北海道行政書士会が、それぞれの行事を行うこと、また、これに呼応して支部として記念行事を考えることは意義のあるものである。

釧路支部としても昨年春以来この意義を体して、本年2月には市民講演会を、去る6月16日には記念品を添えて功労者の表彰を、更にこの機会に会員全員にテレホンカードを配布した。

記念行事のうち主として地域の人々に対するPRとして企画した市民講演会の模様は、本会々報177号に掲載された。今回の表彰式は、会員及び組織内部の催しである

が、その内容については次のとおりであり、諸賢の批判をお願いするものである。

○…準備と内容一功労に応じ文面に工夫

先ず表彰対象の選考は、さきに支部が決定した顕彰規程によって、長期経験、役員経歴その他の基準にあわせて選考した結果28名となり、全会員の約半数となった。本会での表彰は既受彰者除くとしてあるが、支部では初回であり全員が対象となった。

この表彰状の文案については、共通表現は“地域の人々のよき協力者”“地域の発展に貢献”の文言を用い、それぞれの功績については一律性をさけて、その内容によって個性を強調した。その結果文面は14種となった。例えば、70才以上で5年以上の経験者に対しては、“円熟した社会経験”を以って云々としたのも実態を現したつもりである。

表彰状の日付も難題の一つであった。それは定時総会終了後に式を行うことになっ

たからである。この総会は役員改選の議案もあり、準備中には改選のあったときの対応、しかも6月の新年度に入ってからの日程などからみ合って、検討の結果、法施行日の3月1日として、旧年度中の支部名とすることに合理性を。また、支部長が被表彰者となっていることについては単に支部の名において、会員に配布するテレホンカードには倫理綱領を印刷、式の進行には若い女性の配置、用紙と会旗は本会の配慮等々役員の小さな智恵の結果である。当日本会の日向寺会長のお祝いの挨拶を得て、無事終了することができ、関係の方々に感

謝をしている。

先輩の話によると、開業当初、役所の隣りに小さな事務所を設け、看板をあげたが2年間も訪問者がなく大変苦勞をしたという。先輩方の多くがこうした苦しい時代を経験しているが、その時期、困難に屈することなく、堅固な精神をもって道を切り開き、現在の基礎を築いた。苦勞が実っての今日である。

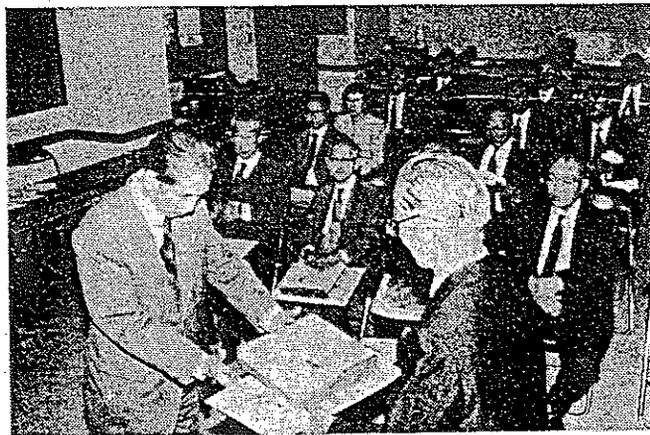
生きる苦勞はなお尽きないが、今、貴重な節目を迎えて初心忘れずの気概で精進すべきであると自らを励ましている。

平成2年(1990年)6月20日(水曜日)

釧路新聞

より一層の活動を

士部 道行 政書 士部 道行 政書 士部
会訓 路支 会訓 路支
総会や表彰式行う



北海道行政書士会釧路支部
(遠藤昇支部長)の平成二年
度総会と行政書士法制定四十
周年記念表彰式がこのほど、

釧路市幸町の福祉会館で開か
れた。
総会では事業・決算報告
事業計画が審議され、議案通

り承認。役員改選では遠藤支
部長が再選を果したほか、
新理事に尾越史典氏、佐藤栄
一氏、新監事に前田紀久男氏
がそれぞれ選出された。

行政書士法制定四十周年を
記念して行われた表彰式

総会後行われた四十周年表
彰式では、行政書士の地位向
上に貢献してきた二十八人に
表彰状が贈られた。また、会
員会員には記念品として「行
政書士倫理綱領」を配したテ
レホンカードが贈られ「今後
も行政書士としての責任を守
つていく(遠藤支部長)こと
を書いた。

新年度役員と受賞者は次の
通り

◇役員▽会長 遠藤昇(浜中)
▽副会長 木村豊年(釧路)
東海林正市(同)▽理事 兵
田勝昭(徳茶) 樹下清一(釧
路) 淡路祐三(釧路町) 宗商
隆一(釧路) 尾越史典(同)
佐藤栄一(同)▽監事 平田
清(釧路) 前田紀久男(同)
◇受賞者 伏見勇、中島寛、
尾越勝典、新藤寛、大沢清、
細木貞次、斉藤政男、東海林
正市、武田時雄、川瀬猛男、
佐藤猛、菅田俊夫、車谷秀太
郎、平田清、遠藤隆吉、吉田
喜平、前田紀久男、藤原芳子、
福岡三郎、山下省三、窪田正
克、沢野浩、井上海、辰尾征
良、木村豊年、浜田勝昭、黒
川富、遠藤昇

今こそ飛躍のとき

—空知支部創立30周年記念式典—

功労者に表彰状と感謝状

「空知支部」

空知支部の創立30周年記念式典が去る6月16日、岩見沢市のホテルサンプラザで開かれた。

同支部が設立されたのは昭和35年9月29日。強制会制が導入された同年5月20日の法改正を受けての設立だった。以来、歴代の支部長や役員の献身的な努力により組織の整備充実が図られ、現在では110余名の会員を擁する支部となっている。

この日は、午後1時から支部会員のほか、岩見沢市長、道議会議員、さらに友誼団体の代表など多数の来賓が出席して式典が行われた。

開式のことば、物故者への黙とうのあと、新川支部長が「社会の信頼と要請に応え、その責任を十分果たして、今こそ行政書士の社会的地位の飛躍的な向上を図る」と力強い式辞を述べた。

続いて、功労者に対する表彰に移り、今井功氏ら4人に表彰状が、また後藤勲氏ら9人に感謝状がそれぞれ贈られた。

このあと、来賓として出席した国兼孝治岩見沢市長、吉田英治道議、常本浩作札幌司法書士会岩見沢支部長、五十嵐一寿本会副会長（会長代理）の祝辞があり、また青木正吾北海道空知支庁長などの祝電も披露された。

式典は同2時30分、閉式のことばで終了。引き続き祝賀会が開かれ、30年の歩みを振り返る和やかな歓談が続いた。



本式典の受賞者は次の通り。

【表彰状】今井功、木村伸男、鈴木勘之助、大橋竹士

【感謝状】後藤勲、南忠一、豊島昭二郎、新川司、辻川光俊、高橋三四郎、幅田義雄、雨池保夫、計良邦雄

（森 一 雄）

編集室

行政書士法が制定されて40周年を迎えた。誠に喜ばしいことである。今日行政書士が総体として繁栄し、国民大衆から一定の信頼を得るに至っていることは、外でもなくこの40年を通し、業務にあるいは会務に、先輩諸先生方の絶え間のないご努力があったればこそその賜物であり、今日私達が行政書士の問題を語る時、常にかかる過程を想起しなければならないであろう。

私は最近幾人かの若い会員から次のような意見を聞くことがあった。「仕事があるから制度があるのだ」、「仕事がありさえすれば行政書士という制度がなくなってもかまわない」、「いや、このような制度があるから制約ばかりで仕事がやりづらい」といった内容である。行政書士の内側からこのような意見を聞くことは非常に残念なことであるが、私達自身の反省を込めこれらの意見に答えていかなければならないであろう。積極的な言い方をすれば、今日行政書士が国民の経済活動あるいは社会活動のなかでどのような役割を果たしているのか、もしこの制度がなくなったら国民大衆はいかなる不利益を被るのか、ということを問うことではなからうか。

私はこの問題について、私達の利用者である国民大衆（地域住民や企業家）が私達行政書士に対し何を望んでいるのか、このことを念頭におき回答を試みたい。すなわち私達の利用者はその意識、無意識を問わず、書類の作成や官公署への諸手続きの業務を通して、日本国憲法で保障された国民としての権利あるいは基本的人権の擁護を希求しているということであり、私達はこの利

用者の真意を正しくとらえ、法律家としての行政書士業の立脚点をここに求めなければならないということである。何故なら私は、私達がここに立つならば国民大衆から高い信頼を得るばかり、ひいては真に自由で民主的な社会を築く礎となると信ずるからである。

確かに高邁な理想だけでは飯は食えぬという批判はある。しかし、今日の激動する情勢を視るにつけ、理念なき個別の実践活動がいかに空しいものであるか賢明な諸先生においては自明なことであろう。「コメの自由化」が象徴しているごとく日本の社会総体が規制の緩和へと移行しており、その中であって私達法律的サービス業としての行政書士もひとりその例外たりえない。現実に行革審においても行政書士制度の改廃が議題とされた。このまま安閑としていたら法制定の記念式典は40周年で終わり、50周年は来ないことになるかもしれない。

しかし、先に述べたことを理念として会員一人ひとりが共有し、誤った道を歩みさえしなければ行政書士制度が、日本社会の中に根付き発展することは疑いのないことであろう。そのためにも、今出来ることを一歩でも進めなければならないである。とりわけ私達会員自身の問題として、力強い組織としての北海道行政書士会を創出していくことが極めて重要である。つまり、北海道行政書士会が本来あるべき姿である行政書士業務に精通し、この道で生業をたてている人々の集団へと純化することである。残念なことに私達の会員の中には、年金生活者や他業者（他士業との兼業者ではない）を中心に、名刺代わりに「行政書士」を名乗っている会員が水ぶくれ的に存在している。これらの人々に共通して言えることは「行政書士の仕事をしない。できない。

平成2年度日行連会長表彰者

(行政書士法制定40周年記念)

平成2年度日本行政書士会連合会定時総会(平成2年6月20日)において、次に掲げる会員の方が、日行連会長表彰を受けられました。この表彰は会員としての業務歴が20年以上で、各支部より推せんのあった方々です。受賞を心からお祝い申し上げますとともに、今後益々ご発展を遂げられますよう祈ります。

<表彰者氏名>

支 部	氏 名	表 彰 区 部	摘 要
日 高	日向寺 正 幸	連合会推薦	
札 幌	後 平 邦 彰	”	
”	五十嵐 一 寿	顕彰規則第3条4号	
十 勝	坂 下 尊	”	
小 樽	中 尾 道 信	”	
日 高	進 藤 良 次	”	
十 勝	堀 口 登志雄	”	
	小 計	5 人	
札 幌	太 田 廉太郎	顕彰規則第3条5号	
”	半 田 公 夫	”	
函 館	古 山 勝 男	”	
小 樽	成 田 襲次郎	”	
空 知	鈴 木 勘之助	”	
旭 川	渡 辺 敬 愛	”	
網 走	橋 場 弘 一	”	
室 蘭	福 田 喜一郎	”	
苫小牧	塩 田 末 吉	”	
釧 路	芥 藤 政 夫	”	
	計	17 人	

平成2年度「にせ行政書士排除・許認可手続相談 広報月間」の実施について

監 察 部

長い間8月、9月と2カ月に亘って続いて来た「監察月間」を本年度から8月に準備期間とし、9月を実施期間と定め、展開することに致しました。会員1人ひとりが監察部員になった心算でお互いが身を正し、地域住民に親しまれ、信頼される行政書士となるため、この運動を成功させましょう。

実 施 要 綱

1. 目 的

行政書士制度に関する広報を積極的に推進し、行政書士の社会性を強調して地域住民の理解と信頼を得ることを通して行政書士制度の普及徹底を図る。

2. 期 間

- (1) 準備期間 平成2年8月1日から同月31日まで
- (2) 実施期間 平成2年9月1日から同30日まで

3. 実施団体

北海道行政書士会

4. 推進協力機関及び団体

北海道、日本行政書士会連合会

5. 重点目標

- (1) 建設業関係
- (2) 交通運輸関係
- (3) 農地法関係
- (4) 風俗、食品衛生関係

6. 運動の実施要領

- (1) 会員の監察意識の高揚をはかり、この運動の趣旨の徹底及び会員相互に違反情報の収集に努め、あわせて行政書士の品位の向上をはかる。

- (2) 監察活動の強化

この運動の重点目標である建設、運輸交通、農地並びに風俗、食品衛生について監察部員はもとより全会員一体となって、監察活動を強化する。

- (3) 非行政書士為等監察対象事案、報告の励行

監察事案の情報を入手したときは、可能な限り具体的事実を調査し、事案によっては本会監察部長又は、担当部員と協議し、別添「監察業務用通報書・通知書・警告書例」に掲げる様式により報告書を提出する。

- (4) 事案の措置

違反等の事案の処理について、支部長は口頭又は文書により注意・警告等行うもとし、事案によっては、本会監察部地区担当部員又は監察部長と連絡をとり慎重に対処するものとする。なお、本会は、支部から報告あるいは、認知された違反事案については、更に監察部会において検討し、本会としても指導するほか、事案により網紀委員会の調査審議を経て注意・警告・告発等相当の措置を取るもの

***** お知らせ *****

とする。

(5) 留意事項

本運動による違反情報及び証拠資料の収集並びに、官公署の窓口での受付閲覧の要請その他調査活動等は、あくまでも任意的に官公署の了承・承諾のもとに行い、いやしくも行き過ぎ、あるいは、紛争などを起こすことのないよう慎重に行うものとする。

(6) 北海道、市町村並びに関係団体に対する協力要請

北海道並びに市町村に対しては、本会から道を通じて協力を要請するが、各支部においても地域内官公署に対し協力方要請をするものとする。

また、関係諸団体及び各士業団体に対しても同様とする。

(7) 広報活動の徹底

広報活動の重要性にかんがみ、対外広報助成事業費等を活用し、支部の実態にそくした広報活動を実施すること。

① ポスター等による広報

行政書士制度をはじめ、本運動の趣旨の徹底をはかるため、ポスター等を関係官公署、諸団体及び会員に配付する。

② 市町村広報紙等への掲載依頼

本会は道にこの運動についての協力を依頼するが支部は関係市町村広報紙にこの運動についての記事掲載方協力を要請する。

③ 「許認可事務手続無料相談」開催による広報活動

許認可事務手続無料相談事業等をこの運動にあわせ開催して行政書士制度の普及啓発をはかるよう特に配慮する。

一支部のうごき

支部研修会開催状況

注：() は通知人員

支部	月 日	場 所	研 修 科 目	講 師	受講者数	研修種別
札幌	2.5 / 9	札幌土地家屋調査士会 会議室	業務に付随する法律問題に 関する研究会	支部理事 本間 良 " 高見 淳	(156) 44	業務 研究
小樽	5 / 19	岩内国民年金保養セン ター	建設業許可事務の留意事項	本会理事 中尾 道信	(69) 23	一般 研修
釧路	5 / 28	釧路市 社会福祉センター	屋外広告物条例と記載要領	釧路支所建設指導課 佐藤係長外1名	(59) 13	"
網走	5 / 30	北見市勤労者センター	建設業会計講座1	北海学園大教授 阿座上洋吉	(111) 21	"
札幌	6 / 8	札幌土地家屋調査士会 会議室	公簿公図の見方	支部業務部長 米田 俱実	(567) 37	"
網走	6 / 20	北見市勤労者福祉 センター	建設業会計講座2	北海学園大教授 阿座上洋吉	(111) 20	"
函館	6 / 23	函館市新川町 パークホテル	民事(相続)	支部所属会員 黒島宇吉郎	(148) 28	"
札幌	7 / 14	札幌土地家屋調査士会 会議室	国際化と将来の行政書士 業務の展望	東京都行政書士会会員 後藤 浩司	(570) 33	"
小樽	7 / 14	(株) ロアール会議室	商法の一部改正	会長 日向寺正幸	(67) 16	"
空知	7 / 14	岩見沢市民会館	民法(物件)	弁護士 諏訪 裕滋	(108) 18	一般

***** お知らせ *****

一本会の主要行事

月 日	行 事 名	時 間	開 催 場
5 / 15	正副会長会	10:00~12:00	本会会議室
15	第1回支部長会	13:00~17:00	雪印健保会館
21	第1回理事会	13:00~17:00	ホテルニューフロンテア
25	第2回常任理事会	11:00~17:00	大通公園ホテル
26	第31回定時総会	10:00~16:00	ホテル・アカシア
29	行政書士登録調査委員会	16:00~19:30	本会会議室
6 / 26	第1回車庫証明対策特別委員会	11:00~16:00	〃
29	第1回監察部会	10:00~16:30	大通公園ホテル
29	行政書士登録調査委員会	14:00~17:00	本会会議室
7 / 2	第2回経理部会	13:00~16:00	〃
4	第1回企画部会及び企画部員・会報編集委員会合同会議	13:00~17:00	〃
5	第1回業務研修部会	10:00~16:00	〃
6	第1回総務部会及び第2回記念事業準備会合同会議	10:00~16:00	大通公園ホテル
23	理事会・支部長会合同会議	23 13:00~ 24 11:00	札幌市南区定山溪 ホテル新定山溪
23	第2回理事会	15:00~17:00	〃
23	支部長協議会	15:00~17:00	〃
30	第1回網紀委員会	13:00~16:00	本会会議室
31	登録調査委員会	16:00~18:20	〃
8 / 3	報酬額検討委員会	11:00~17:00	〃

—— 釧路支部事務所が変更になりました。 ——

新事務所での業務は7月7日から開始しています。

◎ 新事務所 釧路市米町3丁目1番3号 宗岡行政書士事務所気付

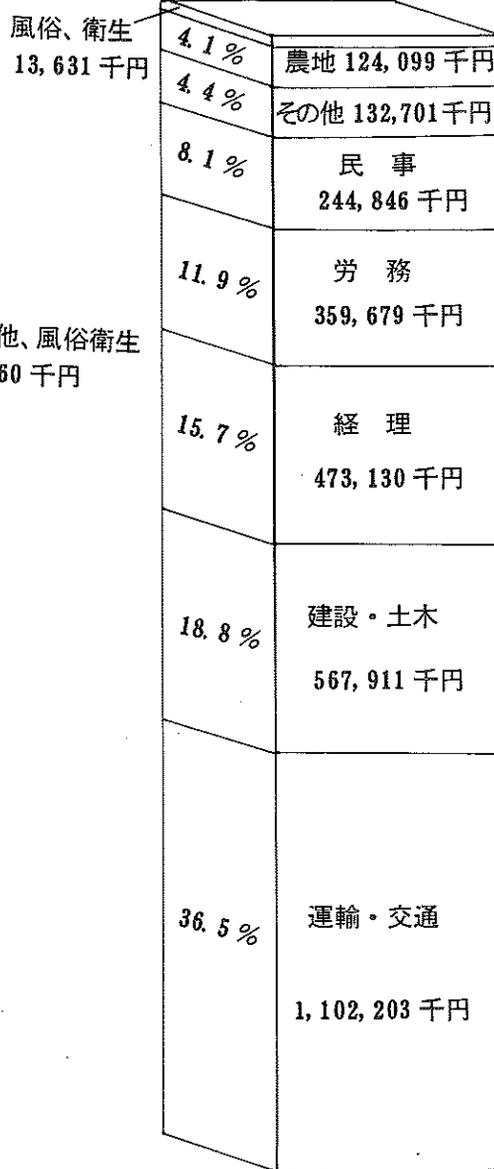
電話 0154(41)3659番

FAX 0154(41)3659番

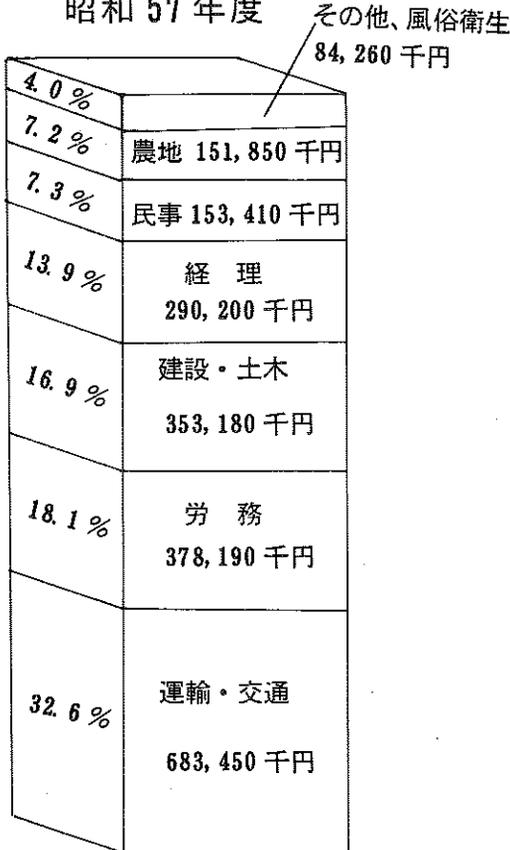
行政書士年収の推移 (北海道)

企画部

昭和 63 年度



昭和 57 年度



総額 2,094,540 千円

総額 3,018,201 千円

ご せ い 去

ここに謹んで、ご冥福をお祈りします。

支部名	会員番号	氏 名	死 亡 年 月 日
苫小牧	1964	藤本忠良	2. 6. 6
十 勝	1086	田中喜吉	2. 7. 13

会費納入についてのお願い

— 経 理 部 —

平成2年度第2期分（7月～9月）の会費納期限は7月末日となっております。納期限内に納入されますようお願いいたします。

編 集 後 記

◆定時総会が終って2カ月。本会の各部は相次いで会合を開くなど、事業計画の実施に向け活発な動きをみせている。そこで、編集委員会では、本会各部の責任者に依頼して、本年度の事業計画と、それに対する具体的な取り組み方を、会報を通じて会員の皆さんに報告してもらうことにした。

◆商法等の一部改正案が成立した。今回の改正は、中小企業団体などの反発もあって、当初の構想からすると大きな後退となったが、「最低資本金制度」の導入や、会社設立手続きの簡素化が図られるなど、我々の実務に直結する内容となっている。会員の皆さんは、改正法の趣旨、内容を十分に理解し、業務に備えていただきたい。

◆先の定時総会で、札幌支部の豊村光洋代議員から会報についての要望が出された。

同代議員は「法律専門家の団体である行政書士会の会報はそれなりに権威のあるものでなければならない」と会報についての考えを示し、そのうえで、「

現在の会報は決して魅力のあるものとはいえない」と会報の現状を批判した。そして同代議員は、会報の充実を図るための具体案として、①理事会や各部会の議事録を掲載する ②各部会の活動状況を載せる ③役員は率先垂範して論文や研究成果、業務の経験談などを寄稿し、会報の質を高めるよう心掛ける ④業務資料をもっと掲載する——の4点を提示し、その実行を強く要望した。

会報の編集に携わる我々編集委員は、同代議員の要望を重く受け止め、今後は以前にも増して、皆さんに読まれ、親しまれ、役立つ会報作りに努めるつもりである。

会員の皆さんにもお願いしたい。会報は会員の協力と参加があって初めて出来るもの。充実した会報とするためにも、またそれを通じて会員全体のレベルアップを図るためにも、情報の提供は勿論のこと、論文や研究成果、業務の体験談などを積極的に寄せ願いたい。

(森 一 雄)

日政連北海道支部だより

代理権の獲得に法改正の早期実現の推進を要望

平成2年度第9回 日政連北海道支部定期大会を開く

日政連北海道支部

5月26日、平成2年度定期大会は全道各分会代議員及び、支部執行部役員が一堂に集い会議次第に基づいて開催された。

記

日 時 平成2年5月26日

午後4時～午後5時

場 所 札幌市中央区南12条西1丁目

ホテルアカシヤ

出席者 全道14分会代議員30名、支部

長他 役員25名 計55名

議事 第1号議案平成元年度事業報告について、第2号議案平成元年度会計収支決算（監査報告）、第3号議案平成2年度運動方針案、第4号議案平成2年度会計収支予算案、第5号議案分会長改選に伴う幹事の交替による選任及び幹事、会計監事の補充選任、第6号議案、日本行政書士政治連盟北海道支部規約の一部改正（会計監事）について提案どおり可決された。

日向寺支部長より、年年度末においては、統一地方選挙が行なわれるが、我々行政書士の地位向上と地域社会に貢献するためにも立候補者にお力添えをしたいのご挨拶をされた。

又、中川幹事長からは統一地方選挙に際し、各分会より、道議、市議等の立候補者に対して各分会からの推薦の上申についてお願いがありました。

平成2年度運動方針として、特に

- (1) 行政書士制度を破壊する道路運送車両法の改正を阻止し、行政書士法の代理権の獲得のため、改正の早期実現に向けて、前年度に引続いて運動を強力に推進します。
- (2) 会員の増加、組織力の強化、そして活動の展開を推進するため会費納入の促進を得て、健全財政の確保に努めます。

最後に閉会の辞を、後平副支部長より政連の定期大会が無事終了したことにつき感謝の言葉があり、今後共一層のご支援を頂くようにとの要望があり、有意義のうちに大会を閉じた。

一日政連会長表彰者名一

第10回日政連定期大会において、日政連の顕彰規則により会長表彰が行われ、本支部から次の会員の方が受賞しました。受賞を心からお祝い申し上げます。

この表彰は、多年にわたり支部の充実強化並びに政治連盟の発展に寄与された方であります。

- ・本部役員受賞者 日向寺 正 幸
- ・支部役員受賞者 宗谷分会長 川村 大陸
十勝分会長 堀口登志雄

'90.7. 第179号

平成2年7月25日発行

発行人 日向寺 正 幸
編集人 坂 下 尊
発行所 北海道行政書士会
印刷所 谷川印刷株式会社
旭川市旭町1条4丁目

札幌市中央区北1条西7丁目(西向)タキモビル3階
TEL 代表(011)221-1221・FAX(011)281-4138
郵便番号 060
北海道拓殖銀行札幌南支店(普 570344)
取引銀行 北海道銀行本店(当 19116)
北 洋 銀 行 本 店(普0742651)
札 幌 銀 行 本 店(普 389444)
振替口座 小 樽 3-8224番